

議案第 1 2 0 号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1～8 [略] （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（<u>附則第 1 4 項から第 2 5 項まで及び附則第 2 7 項</u>において「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第 1 3 項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 6 5 歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第 1 3 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第 2 1 条の規定の適用については、同条中「総所得金額（）」とあるのは、「<u>総所得金額（所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額から 1 5 万円を控除した金額によるものとし、</u>」とする。</p> <p>1 0～2 6 [略] <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u></p> <p>2 7 世帯主等が法附則第 4 4 条の 2 第 3 項の規定</p>	<p>附 則 1～8 [略] （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（附則第 1 4 項から第 2 5 項までにおいて「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第 1 3 項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 6 5 歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第 1 3 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第 2 1 条の規定の適用については、同条中「総所得金額（）」とあるのは、「<u>総所得金額（所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額から 1 5 万円を控除した金額によるものとし、</u>」とする。</p> <p>1 0～2 6 [略]</p>

の適用を受ける場合における附則第14項（附則第15項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第14項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。